

■2021 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験

「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

問題の前段は、憲法 22 条 1 項が保障する「居住・移転の自由」が経済的自由である「職業選択の自由」と同じ条文に規定されながら、今日では人身の自由としての性格をもつことが強調されるようになってきたことを踏まえ、同条に規定する「公共の福祉」の意味についても、経済的自由に関するような、経済的弱者保護などの政策的制約を含むものと解すべきかどうかを検討させる問題であった。

また、後段は、「海外旅行の自由」について、条文上、「公共の福祉」の制約がかかる 22 条 1 項により保障されると解するか、「公共の福祉」の制約が文言上付されていない 22 条 2 項により保障されると解するかを、そこにおける「公共の福祉」の意味を考えに入れつつ、それぞれの論拠を考察させる問題であった。

判例は、憲法 22 条 1 項の居住・移転の自由の前提として「移動の自由」も 22 条 1 項の保障を受けると解しつつ、そこで想定されるのは国内における移動であり、海外への一時的移動である海外旅行の自由について、「外国への移住、国籍離脱」の自由を定める憲法 22 条 2 項により保障されると解してきた。

他方、海外旅行の自由を憲法 22 条 1 項の保障対象と考える見解は、同条 2 項の「外国への移住」「国籍離脱」は国による保護から脱する行為にかかわるから、国による保護を前提とした海外旅行とは性格が大きく異なり、海外旅行は国内における移動と性格を同じくするものと解する。この見解によれば、同条 1 項にのみ「公共の福祉」の制限が付されていることは、居住・移転の自由と移住・国籍離脱の自由との性格の違いを反映していると解されることになる。

受験生の多くは、そもそも「居住・移転の自由」に関する基礎知識が乏しく、「公共の福祉」の意味内容をめぐる見解の対立も理解できていないようであった。

以 上